

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年七月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十七号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三初任給基準表中

一九、二九八円

を

二〇、二〇四円

に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。